

特別防衛秘密の保護に関する特約条項

(適用契約)

第1条 この特約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約で、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第6条に規定する特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合の契約について、適用する。

(乙の一般義務)

第2条 乙は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保護の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員又は下請負者又は第9条第2項による品質システム審査の受託者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(送達)

第3条 甲は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を乙に交付するときは、秘密区分の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

(特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、秘密区分の指定のある特別防衛秘密に属する文書又は図書（以下「特定資料」という。）を本工事に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 本工事に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、本工事に関係のない者に供覧してはならない。

2 本工事に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し、又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようと

するときは、あらかじめ、甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、その旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密区分、登録番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、本工事に関係のない者を、みだりに作業場、倉庫等の施設に立入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 乙は、本工事に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて、前項の施設に立入らせてはならない。

(工事等の下請負)

第10条 乙は、特定物件の製作等を他の業者に下請負させてはならない。

ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容、秘密保護の手段等を記した書面を添えて甲の許可を受けるものとする。

2 乙は、(財)日本適合性認定協会及び同協会に認定された品質システム審査登録機関(以下「審査登録機関等」という。)に品質システムの審査を委任する場合には、前項の規定を準用する。

(秘密保全規則)

第11条 乙は、社(工場)内及び下請負先並びに審査登録機関等における特別防衛秘密の保護を確実にを行うため、この契約条項締結の日から1か月以内(着工の時期が1か月以内に到来するときは着工の日まで)に秘密保護に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 前項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

- (1) 保護責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲
- (2) 秘密区分の標記の表示方法
- (3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのために必要な簿冊の整備

- (4) 社（工場）内における立入禁止に関する措置
- (5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の複製及び写真撮影に関する手続及び方法
- (6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返納に関する手続及び取扱方法
- (7) 特別防衛秘密に属する物件の下請負先における秘密保護に関する措置
- (8) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項
- (9) 非常の場合の措置
- (10) 特別防衛秘密の漏洩、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置
- (11) その他必要な事項

（保全教育）

第12条 乙は、特別防衛秘密に従事する者に対し、年間計画を作成し、秘密保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施するときは、その内容及び実施方法について、この契約条項締結の日から1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは着工の日まで）に甲の確認を受けるものとする。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に保全教育の実施状況を甲に報告しなければならない。

（特定資料の返納）

第13条 乙は、甲が交付した特定資料及び第6条により製作したすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返納又は提出しなければならない。

（検査）

第14条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めるときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

3 前2項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第1.5条 乙は、特別防衛秘密の漏洩、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。